

石巻市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和7年4月25日

石巻市監査委員 堀 内 賢 市

石巻市監査委員 清 水 俊 雄

石巻市監査委員 奥 山 浩 幸

令和 6 年 度

行政 監 査 報 告 書

石 巻 市 監 査 委 員 事 務 局

目 次

第1	監査のテーマ	1
第2	監査の目的	1
第3	監査の対象	1
第4	監査の着眼点	1
第5	監査の方法	2
第6	監査の実施期間	2
第7	監査の結果	
1	基礎調査	
(1)	担当部局及び団体数について	3
(2)	団体の概要について	4
(3)	任意団体事務への市職員従事状況について	6
(4)	任意団体の会計事務について	8
(5)	任意団体の現金・通帳等の管理について	10
(6)	基礎調査から見えてきた課題	13
2	本調査	
(1)	本調査の概要	14
(2)	本調査の結果	
①	これまでの定期監査で報告してこなかった理由について	15
②	市職員が事務に従事する必要性について	15
③	市職員が事務に従事する根拠について	16
④	会計事務の状況について	
ア	会計事務に関する規程等の整備について	16
イ	市補助金が交付されている団体の体制について	17
ウ	定期的な検査、決算、監査などのチェック体制及び現金等の会計事務について	17
エ	立替払いの有無について	18
オ	領収書等証拠書類の添付、保管状況について	18
カ	現金預金等の保管状況について	18
キ	通帳残高の確認について	18
ク	通帳、印鑑の保管場所について	19
ケ	キャッシュカードの有無について	19
第8	まとめ	
(1)	本市の各種施策を推進している任意団体の状況と役割について	20
(2)	これまでの定期監査の状況と今後の団体事務の監査について	20
(3)	任意団体の事務局を市が持つ必要性と根拠を明確に	21
(4)	終わりに	21
資料1	石巻市職員が事務に従事する任意団体 一覧	22
資料2	本調査結果一覧表	26

第1 監査のテーマ

市職員が事務に従事する任意団体について

第2 監査の目的

市の各部署には、行政運営上の必要から、市と民間団体等が協力・運営し効果的・効率的に事務事業を推進するため、市の庁舎等に事務局を置き、市職員が役員又は事務局員を兼ねている任意団体が多数存在している。

これらの団体においては、市の会計規則等の適用対象ではないものの、市職員が事務に従事していることや、市からの補助金等が運営費に充てられていることなどから、会計事務は公金に準じた適正かつ厳正な取扱いが求められるべきものである。また、紛失や盗難等の事故や不祥事が発生すれば、公金と同様、市に信用失墜等の影響が及ぶこととなる。

そこで、市職員が事務に従事する任意団体(の現金預金等の取扱いなど)の状況を監査することで、今後の適正な事務の確保に資することとする。

第3 監査の対象

(1) 監査対象部局

- ア 任意団体の事務局として会計事務を執行した部局
- イ 市に事務局は置いていないが市職員が職務として任意団体の会計事務（通帳の管理まで）を執行した部局

ただし、下記に該当する団体に関するものは除く。

- ① 課内職員の湯茶代、慶弔費等の親睦会
- ② 幼稚園、小・中学校、保育所、こども園に事務局を置く団体
- ③ 単発イベントの実行委員会（毎年度実施する恒常的なイベントは対象とする。）

(2) 監査の対象年度

令和6年度

第4 監査の着眼点

(1) 市が任意団体の事務を執行する根拠について

- ・事務に従事する根拠が会則等で明確に定められているか。
- ・市が事務局を担う必要があるか。

(2) 会計事務におけるチェック体制について

- ・会計事務に関する規程等は整備されているか。
- ・定期的な検査、決算、監査などチェック体制は確立されているか。

(3) 諸帳簿の整備について

- ・現金等の会計事務(出納簿や収入支出調書等の作成)は適正に行われているか。
- ・領収書等証拠書類の添付、保管はされているか。

(4) 現金預金等について

- ・現金預金等は適正に保管されているか。

第5 監査の方法

(1) 基礎調査

全部局に対し「監査の着眼点」に基づいたアンケート調査を実施する。

調査内容については、団体の概要、市職員の従事状況、会計事務の内容、現金預金等の保管状況などについて調査する。

(2) 本調査

基礎調査の結果を踏まえ、市職員が従事する根拠規定がない団体、会計マニュアル等の規定がない団体など、回答内容から更に確認が必要な団体を抽出し、事務局職員がヒアリング(書類・実地調査や関係職員からの説明聴取)を行う。

第6 監査の実施期間

令和7年1月15日から令和7年4月22日まで

第7 監査の結果

1 基礎調査

基礎調査の結果の中の比率については、原則として表中の数値により算定し、表示数値未満を四捨五入して表示しているため、内訳の合計数が100とならない場合がある。

(1) 担当部局及び団体数について

今回の調査で回答があった団体数は164団体となっており、そのうち114団体はこれまでの定期監査で監査を実施してきているが、50団体はこれまで報告がなく、監査を実施していない団体であった。

各部別で見ると、最も多いのが、市民生活部で30団体、次いで、教育委員会で26団体となっている。

担当部局が総合支所の団体は、67団体と全体の約4割(40.85%)となっており、中でも河北総合支所では17団体を所掌している。

所管別の団体数は下記のとおりである。

部局名	任意団体数	構成比 (%)
総務部	7	4.27
復興企画部	7	4.27
河北総合支所	17	10.37
雄勝総合支所	9	5.49
河南総合支所	12	7.32
桃生総合支所	9	5.49
北上総合支所	12	7.32
牡鹿総合支所	8	4.88
市民生活部	30	18.29
保健福祉部	4	2.44
産業部	12	7.32
建設部	9	5.49
教育委員会	26	15.85
選挙管理委員会	1	0.61
農業委員会	1	0.61
本庁分小計	97	59.15
総合支所分小計	67	40.85
総合計	164	100.00

(2) 団体の概要について

「任意団体の主な活動内容」で最も多かったのが、関係団体との連絡調整・連絡事業で 51 団体(31.10%)、次いで地域・住民との連絡調整・連絡事業の 49 団体(29.88%)となっている。また、その他の回答は 41 団体あり、各地区の消防団や消防団互助会、日本赤十字社関係、農業再生協議会関係の団体などとなっている。

「任意団体の財政規模」では、年間の予算規模が 100 万円未満の団体が全体の約 6 割(59.15%)を占め、500 万円以上の団体は 21 団体(12.80%)となっている。

「任意団体の代表者」では、市特別職、市職員以外の代表者が 130 団体、約 8 割(79.27%)となっており、次いで、市特別職が 32 団体(19.51%)となっている。

「任意団体設立からの経過年数」については、10 年以上経過している団体が 154 団体と全体の 9 割以上を占め、そのうち、118 団体(71.95%)が 20 年以上となっている。

「市からの補助金の有無」では、89 団体(54.27%)が市からの補助金が収入となっており、75 団体(45.73%)は、市からの補助金なしで運営している。

市からの補助金をもらっている団体のうち、「補助金交付事務の担当者」と「任意団体の会計事務の担当者」が同一の担当者となっている団体は 65 団体(73.03%)で、別の担当者の団体は 24 団体(26.97%)となっている。

ア 任意団体の主な活動内容

活動内容	団体数	構成比 (%)
地域・住民との連絡調整・連絡事業	49	29.88
関係団体との連絡調整・連絡事業	51	31.10
関係自治体との連絡調整・連絡事業	2	1.22
イベント事業	19	11.59
調査・研究・研修事業の実施	2	1.22
その他	41	25.00

イ 任意団体の財政規模（令和 6 年度予算額）

財政規模（令和 6 年度予算額）	団体数	構成比 (%)
50 万円未満	74	45.12
50 万円～100 万円未満	23	14.02
100 万円～500 万円未満	46	28.05
500 万円以上	21	12.80

ウ 任意団体の代表者

任意団体の代表者	団体数	構成比 (%)
市特別職	32	19.51
市職員	2	1.22
上記以外	130	79.27

エ 任意団体設立からの経過年数

設立からの経過年数	団体数	構成比 (%)
5 年未満	6	3.66
5 ～ 1 0 年未満	4	2.44
1 0 ～ 2 0 年未満	36	21.95
2 0 年以上	118	71.95
不明	0	0.00

オ 市からの補助金の有無

市からの補助金の有無	団体数	構成比 (%)
有	89	54.27
無	75	45.73

カ 上記で「有」の場合、補助金交付事務と任意団体の会計事務は同一の担当者が行っているか。

補助金交付事務と団体会計事務の担当者	団体数	構成比 (%)
同一の担当者	65	73.03
別の担当者	24	26.97

(3) 任意団体事務への市職員従事状況について

「市職員が任意団体の事務に従事する根拠の有無」では、139 団体(84.76%)が根拠有としているのに対し、25 団体(15.24%)は根拠がなく従事している状況となっている。

「任意団体の事務に従事する職員数」については、1 人が最も多く 78 団体(47.56%)、次いで 2 人が 51 団体(31.10%)となっており、5 人以上とした団体は 6 団体(3.66%)となっている。

「任意団体の事務に主に従事している職員の年間従事時間数」については、500 時間未満が全体の約 9 割(87.20%)を占め、500 時間以上の団体は 21 団体(12.80%)となっている。

「市の事務分掌への記載の有無」では、153 団体(93.29%)は事務分掌に記載しているのに対し、11 団体(6.71%)は、事務分掌に記載していない状況となっている。

「市に事務局を置く必要性の有無」では、127 団体(77.44%)については必要性があると回答されているが、37 団体(22.56%)については、必要性がないとの回答となっている。

「事務局の移管の可否」については、全体の 8 割以上(85.98%)が不可としており、不可としている主な理由としては、事務局を担うことができる民間団体がないといった理由が多数を占めている。

ア 市職員が任意団体の事務に従事する根拠の有無

根拠の有無	団体数	構成比 (%)
有	139	84.76
無	25	15.24

イ 任意団体の事務に従事する職員数

任意団体の事務に従事する職員数	団体数	構成比 (%)
1 人	78	47.56
2 人	51	31.10
3 人	14	8.54
4 人	15	9.15
5 人以上	6	3.66

ウ 任意団体の事務に主に従事している職員の年間従事時間数

主担当者の年間従事時間数	団体数	構成比 (%)
50時間未満	50	30.49
50時間～100時間未満	46	28.05
100時間～500時間未満	47	28.66
500時間以上	21	12.80

エ 市の事務分掌への記載の有無

市の事務分掌記載の有無	団体数	構成比 (%)
有	153	93.29
無	11	6.71

※事務分掌において、任意団体の正式名称を記載していない場合でも、例えば「住民バスに関すること」、「消防団に関すること」など、包括的に任意団体の業務が含まれていると解される場合は有とした。

オ 市に事務局を置く必要性の有無

市に事務局を置く必要性の有無	団体数	構成比 (%)
有	127	77.44
無	37	22.56

カ 事務局の移管の可否

事務局の移管の可否	団体数	構成比 (%)
可	23	14.02
不可	141	85.98

(4) 任意団体の会計事務について

「市への決算報告の有無」については、9割以上(94.51%)が報告しているのに対し、9団体(5.49%)は報告をしていない状況となっている。

「任意団体の監査の有無」については、9割以上(95.12%)が監査を実施しているのに対し、8団体(4.88%)は監査を実施していない状況となっている。

なお、監査を実施していると回答した団体において、監事は9割以上(92.95%)が市以外の職員が行っている状況となっている。

「収入・支出調書の有無」について、ほぼすべての団体(97.56%)が収入・支出調書を作成していたのに対し、4団体(2.44%)は作成していなかったが、作成していない理由としては、休止中などの理由により金銭の動きがないためであった。

「証拠書類（領収書等）の保管の有無」についても、ほぼすべての団体(98.78%)が証拠書類（領収書等）を保管していたのに対し、2団体(1.22%)は保管していなかったが、保管していない理由としては、休止中などの理由により金銭の動きがないためであった。

「出納簿等の有無」についても、ほぼすべての団体(96.95%)が出納簿等を作成していたのに対し、5団体(3.05%)は作成していなかったが、作成していない理由としては、休止中などの理由により金銭の動きがないためであった。

「会計規程等の有無」については、39団体(23.78%)が独自規程を策定しており、独自規程はないものの、市の会計規程に準じている団体は、47団体(28.66%)となっている。また、会計規程等が無いと回答した団体は78団体(47.56%)となっている。

ア 市への決算報告の有無

決算報告の有無	団体数	構成比 (%)
有	155	94.51
無	9	5.49

イ 任意団体の監査の有無

監査の有無	団体数	構成比 (%)
有	156	95.12
無	8	4.88

ウ 上記で「有」と回答した場合、監事は誰が行っているか

監査担当者	団体数	構成比 (%)
市職員	2	1.28
市職員と市以外の職員	9	5.77
市以外の職員	145	92.95

エ 収入・支出調書の有無

収入・支出調書の有無	団体数	構成比 (%)
有	160	97.56
無	4	2.44

オ 証拠書類（領収書等）の保管の有無

証拠書類保管の有無	団体数	構成比 (%)
有	162	98.78
無	2	1.22

カ 出納簿等の有無

出納簿等の有無	団体数	構成比 (%)
有	159	96.95
無	5	3.05

キ 会計規程等の有無

会計規程等の有無	団体数	構成比 (%)
有（独自規程）	39	23.78
有（市の会計規程に準ずる）	47	28.66
無	78	47.56

(5) 任意団体の現金・通帳等の管理について

「通帳残高の定期的な確認の頻度」については、収入支出の都度が 153 団体(93.29%)となっており、すべての団体が定期的の確認をしている状況となっている。

「通帳残高の確認者」については、所属長が 87 団体(53.05%)と最も多く、次いで担当者が 60 団体(36.59%)となっている。

「現金の保管場所」については、金庫が 113 団体(68.90%)となっており、それ以外についても施錠有のキャビネット等に保管されている。

なお、その他の 30 団体については、現金の保管がないとのことであった。

「通帳の保管場所」についても、ほぼすべてが金庫や施錠されたキャビネット等に保管されている。

なお、その他の 1 団体については、隣接する団体の事務所に保管しているとのことであった。

「通帳と通帳印鑑の保管場所」については、123 団体(75.00%)は違う場所に保管しているが、41 団体(25.00%)は同じ場所に保管している状況となっている。

「通帳の管理者」については、7 割以上(75.00%)が所属長や課長補佐が管理しているが、40 団体(24.39%)は担当者が管理している状況となっている。

「通帳印鑑の管理者」については、8 割以上が所属長や課長補佐が管理しているが、27 団体(16.46%)は担当者が管理している状況となっている。

また、通帳と印鑑の管理者が同じ団体は 83 団体(50.61%)であり、そのうち担当者が両方を管理している団体は 14 団体(8.54%)となっている。

「キャッシュカードの有無」については、10 団体(6.10%)がキャッシュカードを所有しており、使用状況は主に支出の際、振込処理で使用する人が多い状況となっている。

「切手の有無」については、33 団体(20.12%)が切手を使用しており、131 団体(79.88%)は切手を所有していない状況となっている。

ア 通帳残高の定期的な確認の頻度

通帳残高の定期的な確認の頻度	団体数	構成比 (%)
収入支出の都度	153	93.29
月に 1 回程度	3	1.83
四半期に 1 回程度	4	2.44
半期に 1 回程度	1	0.61
年に 1 回程度	3	1.83
確認はしていない	0	0.00

イ 通帳残高の確認者

通帳残高の確認者	団体数	構成比 (%)
所属長	87	53.05
課長補佐	15	9.15
係長	2	1.22
担当者	60	36.59

ウ 現金の保管場所

現金の保管場所	団体数	構成比 (%)
金庫	113	68.90
キャビネット等（施錠有）	20	12.20
キャビネット等（施錠無）	0	0.00
机の引き出し（施錠有）	1	0.61
机の引き出し（施錠無）	0	0.00
その他	30	18.29

エ 通帳の保管場所

預金通帳の保管場所	団体数	構成比 (%)
金庫	136	82.93
キャビネット等（施錠有）	23	14.02
キャビネット等（施錠無）	0	0.00
机の引き出し（施錠有）	3	1.83
机の引き出し（施錠無）	1	0.61
その他	1	0.61

オ 通帳と通帳印鑑の保管場所

通帳と通帳印鑑の保管場所	団体数	構成比 (%)
同じ場所	41	25.00
違う場所	123	75.00

カ 通帳の管理者

通帳の管理者	団体数	構成比 (%)
所属長	75	45.73
課長補佐	48	29.27
係長	1	0.61
担当者	40	24.39

キ 通帳印鑑の管理者

通帳印鑑の管理者	団体数	構成比 (%)
所属長	115	70.12
課長補佐	20	12.20
係長	2	1.22
担当者	27	16.46

ク キャッシュカードの有無

キャッシュカードの有無	団体数	構成比 (%)
有	10	6.10
無	154	93.90

ケ 切手の有無

切手の有無	団体数	構成比 (%)
有	33	20.12
無	131	79.88

（６）基礎調査から見てきた課題

① 会計事務の相互チェック体制の強化

任意団体に対し、補助金を支出している場合、7割以上が任意団体の会計事務と補助金支出事務が同一の担当者において事務が行われていた。

相互チェック体制のためには、担当分けすることが理想ではあるが、職員削減もあり、現実的には、同一の担当者とならざるを得ないと思われ、その場合、管理職及び他の職員により、相互チェック体制の強化を図る必要がある。

② 通帳や印鑑の管理体制の強化

通帳や印鑑の管理において、同じ場所で保管し、また、管理も担当者がすべて管理している団体も見受けられた。団体事務における不適切な預金管理、事務ミス等を防止するためにも保管場所は別々にし、印鑑については、課長又は課長補佐で管理することが必要である。

また、通帳残高の確認においては、担当者が確認している団体が多いが、収入・支出調書に通帳のコピーを添付するなどにより、所属長のチェック体制を強化していくことが望まれる。

③ 事務分掌への記載による従事職員の明確化

各所管課の事務分掌を確認した結果、業務量の少ない団体事務については、業務名で集約されているものもあり、明確に団体名を記載していない部署が多く見られた。また、一部の任意団体については、事務分掌の包括した業務の記載がないものも見受けられた。

職員が任意団体の事務に従事する場合、職務専念義務の免除や公務災害の適用などを踏まえ、担当部署の事務分掌で明確に記載することが必要である。

④ 今後の定期監査への団体事務の追加と事務局を置く必要性

今回の調査結果では、これまで実施してきた定期監査で、団体事務として報告されていなかった団体が50団体あることが明らかとなり、今後定期監査の対象として取り扱うこととなる。

また、市に事務局を置く必要性はないものの、事務局の移管が困難な団体も見受けられることから、移管を進めていくための方針の策定やスムーズに移管できる仕組みづくりの検討のほか、事務局を担える人材や団体の育成確保も今後必要である。

2 本調査

(1) 本調査の概要

① 本調査対象団体の抽出について

基礎調査で回答のあった 164 団体のうち、「これまでの定期監査で報告がない団体」、「市職員が事務に従事する根拠（会則による規定など）がない団体」、「財政規模が 100 万円以上」、「市補助金の交付実績がある」、「職員の従事時間の多さ」などを考慮し、下記の 16 団体を抽出し、事務局職員によりヒアリング（書類・実地調査や関係職員からの説明聴取）を行った。

No.	抽出団体名	担当部署
1	宮城県市町村職員年金者連盟石巻支部	総務部人事課
2	河北まちづくり協議会	河北総合支所地域振興課
3	河北地域営農推進協議会	河北総合支所地域振興課
4	石巻市雄勝女性防火クラブ	雄勝総合支所地域振興課
5	雄勝地区住民バス運行協議会	雄勝総合支所地域振興課
6	石巻市消防団河南地区団員互助会	河南総合支所地域振興課
7	かなんまつり実行委員会	河南総合支所地域振興課
8	ものうふれあい祭実行委員会	桃生総合支所地域振興課
9	石巻市消防団桃生地区団	桃生総合支所地域振興課
10	北上にっこりまつり実行委員会	北上総合支所地域振興課
11	石巻市農業再生協議会北上地域部会	北上総合支所地域振興課
12	金華山地域保護活用協議会	牡鹿総合支所地域振興課
13	いしのまき大漁まつり実行委員会	産業部水産課
14	石巻市農作物病虫害防除協議会	産業部農林課
15	蛇田地区スポーツ・レクリエーション親交会	教育委員会蛇田公民館
16	石巻市認定農業者連絡協議会	農業委員会事務局

② 調査項目について

以下の項目について、ヒアリング及び書類・実地調査を行った。

ア これまでの定期監査で報告してこなかった理由

イ 団体事務を市職員が事務に従事する必要性（任意団体の事業内容、事務の移管は可能かなど）

ウ 団体事務を市職員が従事する根拠（当該団体の事務が事務担当表に記載されているか、従事する根拠が会則等で明確に定められているか、など）

エ 会計事務の状況（会計規程等の整備状況、市補助金交付事務の状況、定期的な検査・決算・監査等のチェック体制、出納簿や収入支出調書の作成状況など）

(2) 本調査の結果

① これまでの定期監査で報告してこなかった理由について

定期監査において、任意団体の会計事務を行っている場合は、監査項目「任意団体に関する調べ」にて業務状況を報告する必要があったが、報告していない団体が多数あった。

これまでの定期監査で報告してこなかった主な理由については、各種イベントの実行委員会において、コロナ禍によるイベントの中止により活動実績がなく、これまで定期監査で報告してこなかったが、事業再開したにもかかわらず報告を失念したこと、又は団体の収入に市補助金が交付されていないことから、報告する必要がないと判断していたこと等があった。

市が事務局として会計事務を執行している以上、監査の対象となるため、次回定期監査からは必ず提出するよう指導を行っている。

(これまでの定期監査で報告していない団体 10 団体)

- ・河北地域営農推進協議会
- ・かなんまつり実行委員会
- ・石巻市消防団河南地区団員互助会
- ・ものうふれあい祭実行委員会
- ・石巻市消防団桃生地区団
- ・北上にっこりまつり実行委員会
- ・石巻市農業再生協議会北上地域部会
- ・金華山地域保護活用協議会
- ・蛇田地区スポーツ・レクリエーション親交会
- ・石巻市認定農業者連絡協議会

② 市職員が事務に従事する必要性について

団体の事業内容は「地域・住民との連絡調整」、「関係団体との連絡調整」、「イベント事業の運営」といったものが多く、市職員が従事する職務内容は、団体運営に係る役員会・総会等の開催運営、団体の多岐にわたる事業実施のほか、会計処理まで行っており、団体の事務局員として従事している事例が大半であった。

事務に従事する必要性については、地域が一体となってイベントを運営していく（北上にっこりまつり実行委員会、ものうふれあい祭実行委員会）、地域の移動手段を維持する（雄勝地区住民バス運行協議会）、非常勤特別職である消防団員の活動を補佐する（石巻市消防団桃生地区団）等の団体の活動目的の性質上、市が中心となって運営をしていく必要がある団体がある一方、事務局の移管を検討するものの、団体事務の業務量の多さ、構成員の高齢化などから移管できる相手先がおらず、市がやらざるを得ない状況となっている団体もあった。

③ 市職員が事務に従事する根拠について

団体事務に市職員が従事する根拠として、本調査対象団体の大部分が団体の会則において「本会の事務局を石巻市〇〇課に置く。」等の規定があり、それに基づき従事していたが、中には会則で「この会の事務局は、会長宅に置き、庶務を総括し処理する。」と規定され、会則とは異なって市職員が事務に従事している団体があった（石巻市認定農業者連絡協議会）。この団体については、今後も業務を継続するならば会則を変更するよう指導している。

他には、会則では事務局が市のほか商工会など他の機関と連立して組織されている団体もあったが、その業務分担を確認すると、大半が市で担当している状況であり、業務のすみ分けがなされていない団体もあった（北上にっこりまつり実行委員会、ものうふれあい祭実行委員会）。

また、市職員が従事する根拠として、石巻市行政組織規則第 14 条に規定する事務分掌に基づき、各部署において規定する事務担当表があるが、当該団体事務が明確に記載されている団体がある一方、記載されていない団体、あるいは「観光振興対策に関すること」等の大枠に当てはめて従事している団体もあった。

市職員が任意団体の事務に従事する場合、職務専念義務の免除や公務災害の適用などを踏まえ、職務として従事していることを明確にするためにも、事務担当表には当該団体事務を明確に記載すべきである。

（事務担当表に団体名が明確に記載されていない団体 7 団体）

- ・河北まちづくり協議会
- ・河北地域営農推進協議会
- ・雄勝地区住民バス運行協議会
- ・石巻市消防団河南地区団員互助会
- ・北上にっこりまつり実行委員会
- ・石巻市農業再生協議会北上地域部会
- ・金華山地域保護活用協議会

④ 会計事務の状況について

ア 会計事務に関する規程等の整備について

会計事務に関する規程等が整備されている団体は、本調査中 2 団体のみであり、それ以外は市の会計規則に準じて行っていた。

（会計規程等を整備していない団体 14 団体）

- ・宮城県市町村職員年金者連盟石巻支部
- ・河北まちづくり協議会
- ・石巻市雄勝女性防火クラブ
- ・雄勝地区住民バス運行協議会

- ・石巻市消防団河南地区団員互助会
- ・かなんまつり実行委員会
- ・ものうふれあい祭実行委員会
- ・石巻市消防団桃生地区団
- ・北上にっこりまつり実行委員会
- ・金華山地域保護活用協議会
- ・いしのまき大漁まつり実行委員会
- ・石巻市農作物病虫害防除協議会
- ・蛇田地区スポーツ・レクリエーション親交会
- ・石巻市認定農業者連絡協議会

イ 市補助金が交付されている団体の体制について

市補助金が交付されている団体において、団体としての補助金交付申請業務、市としての補助金交付決定業務を同一の職員が担当している事例が多く見受けられ、適正で健全な事務を遂行するため、担当者を区分するよう指導を行っている。

(同一の職員が担当していた団体 7 団体)

- ・石巻市雄勝女性防火クラブ
- ・雄勝地区住民バス運行協議会
- ・かなんまつり実行委員会
- ・ものうふれあい祭実行委員会
- ・北上にっこりまつり実行委員会
- ・いしのまき大漁まつり実行委員会
- ・石巻市農作物病虫害防除協議会

ウ 定期的な検査、決算、監査などのチェック体制及び現金等の会計事務について

定期的な検査、決算、監査などのチェック体制及び現金等の会計事務（出納簿や収入支出調書）については、ほとんどの団体では適正に行われていた。一方、実際の活動経費として団体から地区や地域等に対して交付金や助成金を支出している団体があったが、実績報告を受ける際、支出の内訳などは確認しておらず、チェック体制は不十分であり、今後の見直しが望まれる。

(交付金や助成金を支出している団体 3 団体)

- ・石巻市雄勝女性防火クラブ
- ・石巻市消防団桃生地区団
- ・石巻市農作物病虫害防除協議会

エ 立替払いの有無について

立替払いの有無については、支出調書を確認したところ、本調査中、5 団体において立替払いが確認された。なお、その要因としては、銀行や農協といった金融機関の統廃合により、最寄りの金融機関がなくなったことで預金の入出金処理に時間を要し、急な出金を要する際、やむを得ず立替払いをしてしまったことであった。令和 6 年度からはそれぞれできるだけ近隣の金融機関に口座変更を行い、状況は改善している。

今後の処理として、資金前渡処理により、再発防止に努め、適正に処理するよう指導を行った。

(立替払いが認められた団体 5 団体)

- ・石巻市雄勝女性防火クラブ
- ・石巻市消防団河南地区団員互助会
- ・ものうふれあい祭実行委員会
- ・北上にっこりまつり実行委員会
- ・いしのまき大漁まつり実行委員会

オ 領収書等証拠書類の添付、保管状況について

領収書等証拠書類の添付、保管状況については、ほとんどの団体では適正に行われていた。一方、ウで記載したとおり、地区や地域等に対しての交付金や助成金を支出している団体があり、それらは、支出のみで根拠となる領収書等の証拠書類の添付はされていなかった。支出は銀行振込で各地区等でも通帳があり、それぞれ決算を行っていると思われることから、今後、証拠書類等を添付するよう指導を行った。

(交付金や助成金を支出している団体 3 団体)

- ・石巻市雄勝女性防火クラブ
- ・石巻市消防団桃生地区団
- ・石巻市農作物病虫害防除協議会

カ 現金預金等の保管状況について

現金預金等の保管状況については、一時的に資金前渡金の保管の団体はあるものの、その管理は適正に行われていた。また、ほとんどの団体では、現金の取扱いはなかった。

キ 通帳残高の確認について

通帳残高の確認については、どの団体も適正に行われていた。なお、河北地域営農推進協議会においては、長年の蓄積による多額の繰越金が発生していた。この団体の収入は、農家からの拠出金や生産組織の交付金で、市の補助金が交付されていない団

体ではあるが、市が事務局を担っていることから、今後の処分方法の検討を進める必要があると思われる。

ク 通帳、印鑑の保管場所について

通帳、印鑑の保管場所については、通帳では、いしのまき大漁まつり実行委員会は石巻魚市場(株)に、河北地域営農推進協議会は、事務費分を除き J A いしのまきに保管しており、それ以外の団体は庁舎内の金庫や鍵付の場所に保管されていた。印鑑については、半数の 7 団体は通帳と同じ場所で保管されており、防犯上の観点から別々の場所で保管するよう指導を行った。

(通帳と印鑑を同じ場所で保管していた団体 7 団体)

- ・石巻市雄勝女性防火クラブ
- ・ものうふれあい祭実行委員会
- ・石巻市消防団桃生地区団
- ・北上にっこりまつり実行委員会
- ・石巻市農業再生協議会北上地域部会
- ・蛇田地区スポーツ・レクリエーション親交会
- ・石巻市認定農業者連絡協議会

ケ キャッシュカードの有無について

キャッシュカードの有無については、本調査対象団体のうち 1 団体のみ所有していたが、すべて窓口で入出金処理をしており、使用実績はなかった。

第8 まとめ

(1) 本市の各種施策を推進している任意団体の状況と役割について

本市の職員が取り扱っている団体事務の内容は自治、消防、防災、防犯、福祉、文化振興、農林水産振興など多岐にわたっており、市の施策と団体の設置目的等が密接に関連する任意団体と連携・協力して様々な事業を実施してきた。

各事業を効果的・効率的に進めるため、任意団体の事務については、市職員が一定の役割を担ってきたが、市民にとっては、市と任意団体の違いは分かりにくく、市職員が任意団体の事務を担うことについての根拠や責任の所在についても明確にする必要がある。

特に、市から補助金等の財政的支援を受けている団体も多いことから、これらの団体も市と同様に事務手続き等について透明性の確保や説明責任が求められている。

一方、地域の身近な活動を主とする任意団体においては、同じ活動を行う団体が総合支所や支所単位でそれぞれ設立されているが、人口減少や高齢化の進展により、各地域での担い手不足が大きな課題となっており、また、事務局を担当する職員も行財政改革の推進により減少し、さらに、地域を担う商工会や農協等も統廃合が進むなど、各種施策の推進が危ぶまれている状況も見受けられた。

今後、各団体や所管課の実状を踏まえた上で、任意団体の事務局を市に置くべきか、市職員がその事務を担うべきかといった事務を担う必要性について、各団体の活動の充実と運営の自立、効果的な事業執行の観点から常に検証し、各団体と市との適正な役割分担のもとに連携・協力して事業が実施され、市民福祉の向上がさらに図られることを期待するものである。

(2) これまでの定期監査の状況と今後の団体事務の監査について

市が事務局を有する団体事務として、既に統合や廃止となった団体事務を含め約 120 団体について定期監査を実施してきた。その内容は、各団体の総会等の収支決算書や諸帳簿の状況、収入支出の状況、預金通帳の残高確認などを主体に本市の会計規程に準じ、団体事務を適正に行っているかという着眼点の下、試査を実施してきた。

これまでの定期監査結果を省みると、概ね、適切に処理されていたが、ごく一部の団体事務では、立替払いや切手の残高不一致などの不適切な事務処理があり、その都度指摘・指導等を行ってきたところである。

一方、これまでの定期監査では、それぞれの団体事務を市職員が事務局を担う必要性や会計事務の相互チェック体制などには踏み込んでいなかった。

今後の定期監査においては、基礎調査結果を踏まえ、未提出であった団体を対象に加えるとともに、会計事務の相互チェック体制等も含め、定期監査における団体事務の監査を強化していきたい。

（３） 任意団体の事務局を市が持つ必要性と根拠を明確に

今回の調査結果を見ると、総合支所の所管課で担っている団体事務は 67 件と全体の約 4 割を占め、総合支所の所管課では、一人の担当が複数の団体事務を担い、業務上の負担となっている実態が明らかとなった。

これは、合併により市域が拡大したものの、地域住民と密着した行政を推進していくため、多くの団体事務が継続されてきたものと推測されるが、総合支所が全て横並びではなく、設立時の役割分担が踏襲され、継続されてきた団体が多く見られた。

なお、基礎調査によれば、設立から 20 年以上経過している団体が 7 割以上あり、社会情勢の変化に伴う設立意義の希薄化や実施事業の形骸化等も考えられることから、各所管部課等において、その支援の必要性、団体のあり方等について、定期的に検討されたい。

また、一部の所属課においては、複数の団体の事務局を置き、その準公金を取り扱うことが、職員の業務上の負担となっている実態もあると思われ、改めて事務の実態を精査され、その取扱いについて団体と協議を行うなど見直しを検討されたい。

なお、本市職員が従事する任意団体の事務事業については、令和 5 年 3 月 29 日付け総務部長名「他団体業務に従事する場合のサービスの取扱いについて」で通知されており、各団体の団体事務事業に従事する場合は、各団体の規約等及び石巻市行政組織規則第 14 条に規定する事務分掌で明確化し、適切に事務を遂行されたい。

（４） 終わりに

本来、準公金の取扱いについては、公金と同様に地方自治法や石巻市会計規則等の定めに準じて適正に取り扱われなくてはならないものであるが、本市においては、準公金に係る全庁的な事務処理要綱や事務処理マニュアルが定められておらず、事務に直接携わる職員の事務処理のよりどころとなるものがないのが実情である。

既に他自治体においては、市職員が関与する任意団体の事務及び準公金の取扱いについて方針を定め、それに基づき、団体単位での会計事務処理規程の作成を義務付けしている団体も見受けられる。

今後、このような現状を改善するため、その基準となるルールを定め、適正な準公金の取扱いを行うとともに、事務局移管が必要な場合にはスムーズな移管ができるよう、事務局を担える人材や団体の育成確保も検討されたい。

資料1 石巻市職員が事務に従事する任意団体 一覧

部局名	課名	任意団体名
総務部	総務課	石巻市自衛隊協力会
	人事課	宮城県市町村職員年金者連盟石巻支部
	危機対策課	石巻市消防団
		石巻市消防団石巻地区団
		石巻公仁会
		石巻市消防団石巻地区団員互助会
		石巻市防災士協議会
復興企画部	政策企画課	いしのまき政策コンテスト実行委員会
		石巻市統計協会
	SDGs移住定住推進課	いしのまきの未来を担う成人のお祝い実行委員会
	地域振興課	仙石線整備促進期成同盟会
		山の手地区乗合タクシー運行協議会
		古川・女川間鉄道整備及び利用促進期成同盟会
		水押・開北・大橋・水明地区乗合タクシー運行協議会
河北総合支所	地域振興課	石巻市消防団河北地区団
		河北まちづくり協議会
		かほく産業まつり実行委員会
		石巻市河北上品山牧場預託者互助会
		河北地区住民バス運行協議会
		河北地区行政委員会
		石巻市消防団河北地区団互助会
		石巻市交通安全指導隊河北分隊
		北上川濁流対策協議会
		石巻市交通安全都市推進協議会河北支部
		石巻市防犯協会連合会河北支部
		石巻市河北女性防火クラブ
		石巻市農業再生協議会 河北地域部会
		河北地域営農推進協議会
		石巻市河北河川愛護会
	市民福祉課	日本赤十字社宮城県支部石巻市地区河北支所
		河北地区公衆衛生連合会
雄勝総合支所	地域振興課	石巻市消防団雄勝地区団
		石巻市防犯協会連合会雄勝支部
		石巻市雄勝女性防火クラブ
		追波川水系さけます増殖協会
		石巻市雄勝町国道県道整備促進期成同盟会
		雄勝地区住民バス運行協議会
		雄勝地区会長会
	市民福祉課	石巻市公衆衛生団体連合会雄勝支部
		日本赤十字社宮城県支部石巻市地区雄勝支所

部局名	課名	任意団体名
河南総合支所	地域振興課	石巻市消防団河南地区団
		石巻市消防団河南地区団員互助会
		石巻市交通安全都市推進協議会 河南支部
		石巻市防犯協会連合会 河南支部
		石巻市河南婦人防火クラブ
		石巻市農業再生協議会河南地域部会
		河南地域住民自治協議会
		河南地区行政委員会
		河南地区乗合タクシー運行協議会
		かなんまつり実行委員会
	市民福祉課	石巻市河南地区衛生組合連合会
		日本赤十字社宮城県支部石巻市地区河南支所
桃生総合支所	地域振興課	ものうふれあい祭実行委員会
		石巻市消防団桃生地区団
		石巻市農業再生協議会桃生地域部会
		石巻市防犯協会連合会桃生支部
		桃生地区住民バス運行協議会
		石巻市桃生女性防火クラブ
		石巻市交通安全都市推進協議会桃生支部
	市民福祉課	石巻市公衆衛生団体連合会桃生支部
		日本赤十字社宮城県支部石巻市地区桃生支所
北上総合支所	地域振興課	北上につこりまつり実行委員会
		につこり写真セミナー実行委員会
		につこり歳の市実行委員会
		石巻市北上防火クラブ
		石巻市交通安全都市推進協議会北上支部
		石巻市防犯協会北上支部
		石巻消防団北上地区団互助会
		石巻市消防団北上地区団
		石巻市農業再生協議会(北上地域部会)
		北上地区住民バス等運行協議会
	市民福祉課	日本赤十字社宮城県支部石巻市地区北上支所
		石巻市公衆衛生団体連合会北上支部
牡鹿総合支所	地域振興課	金華山地域保護活用協議会
		石巻市消防団牡鹿地区団
		石巻市消防団牡鹿地区互助会
		石巻市交通安全都市推進協議会牡鹿支部
		石巻市防犯協会連合会牡鹿支部
		牡鹿地区行政区長連絡協議会
	市民福祉課	石巻市公衆衛生団体連合会牡鹿支部
		日本赤十字社宮城県支部石巻市地区牡鹿支所

部局名	課名	任意団体名
市民生活部	地域協働課	石巻市町内会連合会
		石巻市町内会連合会女性部会
		石巻市交通安全都市推進協議会石巻支部
		石巻市地域連携会議
		石巻市交通安全都市推進協議会
		石巻市防犯協会連合会石巻支部
		石巻市防犯協会連合会
		石巻市交通安全母の会
	スポーツ振興課	石巻地区家庭バレーボール審判資格審査委員会
		石巻地区スポーツ推進委員連絡協議会
		いしのまきスポーツコミッション
		桃生スポーツ協会
	環境課	石巻市公衆衛生団体連合会
	市民課	石巻支局管内戸籍事務協議会
	渡波支所	渡波地区まちづくり協議会
		石巻市渡波地区防犯青少年育成協会
		渡波地区慰霊碑維持管理委員会
		石巻市渡波地区区長行政衛生連合会
	稲井支所	石巻市防犯協会連合会石巻支部稲井分会
		石巻市稲井地区公衆衛生組合連合会
		稲井地域乗合タクシー運行協議会
		稲井地区区長会
	荻浜支所	荻浜地区振興協議会
		荻浜地区住民バス運行協議会
		石巻市荻浜地区区長会
		防犯協会連合会石巻支部荻浜分会
		石巻市荻浜地区公衆衛生団体連合会
		荻浜地区災害援助会
	蛇田支所	石巻市蛇田地区公衆衛生連合会
		蛇田地区行政委員区長会
保健福祉部	健康推進課	石巻市民食育健康フェスティバル実行委員会
		石巻市献血推進協議会
	保健福祉総務課	日本赤十字社宮城県支部石巻市地区
	総合相談センター	石巻市青少年健全育成市民会議
産業部	観光政策課	石巻港大型客船誘致協議会
		「食彩・感動いしのまき」観光推進協議会
	水産課	石巻くじら振興協議会
		いしのまき大漁まつり実行委員会
		石巻食品輸出振興協議会
		北上川水系さけ・ます増殖協会
		宮城県中部地区さけます増殖振興会
	農林課	石巻市農作物病害虫防除協議会
		石巻市畜産クラスター協議会
		石巻市農業再生協議会石巻地域部会
		石巻市農業再生協議会
	ニホンジカ対策室	牡鹿半島ニホンジカ対策協議会

部局名	課名	任意団体名
建設部	河川港湾高規格道路整備推進課	石巻・新庄地域高規格道路建設促進期成同盟会
		北上川フェア実行委員会
		北上川改修促進同盟会
		港湾感謝祭実行委員会
		石巻港整備・利用促進期成同盟会
	道路課	石巻市河川愛護団体連絡協議会
		国道398号改良整備促進期成同盟会
		県道北上津山線整備促進期成同盟会
		石巻市河川愛護連合会
教育委員会	学校教育課	石巻管内特別支援学級後援団体連絡協議会
		東部採択地区協議会
	生涯学習課	石巻市美術展実行委員会
	石巻中央公民館	石巻つくも大学
	渡波公民館	女性教室「くらしの講座」
		高齢者教室「寿大学」
	蛇田公民館	くらしの教室「明笑大学」
		蛇田地区スポーツ・レクリエーション親交会
	稲井公民館	稲井くらしの講座
		稲井公民館利用団体連絡協議会
		稲井地区青少年健全育成協議会
		稲井地区公民館連絡協議会
	荻浜公民館	荻浜地区青少年健全育成協議会
	雄勝公民館	雄勝地区青少年健全育成市民会議
		石巻市雄勝文化協会
	河南公民館	石巻市河南民俗芸能文化財保存協会
		自然公園旭山愛護会
		かなんクロスカントリー大会実行委員会
		河南地区青少年健全育成市民会議
		河南地区体育団体連絡協議会
		石巻市子ども会育成会河南支部
	桃生公民館	石巻市桃生町地域ぐるみ青少年健全育成協議会
		石巻市子ども会育成会桃生支部
	北上公民館	北上文化協会
	牡鹿公民館	牡鹿文化協会
		牡鹿地区青少年健全育成会議
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	石巻市明るい選挙推進協議会
農業委員会	農業委員会事務局	石巻市認定農業者連絡協議会

ヒアリング項目	宮城県市町村職員年金者連盟石巻支部（総務部人事課）	河北まちづくり協議会（河北総合支所地域振興課）	河北地域営農推進協議会（河北総合支所地域振興課）	石巻市雄勝女性防火クラブ（雄勝総合支所地域振興課）
① これまでの定期監査で報告してこなかった理由	毎回報告済み。	令和6年度設立のため対象外。	前回(令和2年度)定期監査で未提出であったこと、及び市の補助金が交付されていないことから対象外としていた。 次回からは提出するよう指導済み。	提出済み。
② 任意団体の事業内容	退職者への福利厚生、総会・理事会の実施。 弔慰金・記念品(白寿・米寿・喜寿)の支給、理事会・総会の準備、開催等。	河北地区における住民自治組織として設置され、主に地区のイベント、環境美化活動、福祉事業、防犯活動及び防災活動等を実施している。令和6年度途中で設立されたことから、事業の詳細は今後の総会で決定され実施していく。	地域とも補償事業に関する拠出金、交付金の調整や、転作作物等の生産数量の目標設定及び生産者との調整などを行っている。	春と秋の火災予防運動に合わせ啓発品の作成、配布や文化財防火訓練などを行っている。
③ 団体の活動頻度(活動頻度が年数回などの場合、地元への移管は可能か)	通年で事務を行う必要がある。 年々加入者が減少しており、構成員の高齢化も進んでいることから、事務局の運営を支部の構成員が担うことが難しいため移管は困難な状況である。	活動頻度についても、今後の総会で決定され実施していく。当面は河北総合支所地域振興課が実施していくものと思われる。	通年で事務を行う必要があり、合併前から市(旧河北町)が主体で従事してきた経緯があることから、移管が困難な状況である。	6月に総会を行い、10月に秋の火災予防運動についての役員会、啓発品の作成及び配布、2月から3月にかけて春の火災予防運動についての役員会、啓発品の作成及び配布、同じく3月に文化財防火訓練を行っている。
④ 団体事務を市職員が従事する必要性(団体でなければその事業ができないのか、市の直営はできないのか、など)	担当職員は市職員が従事する必要性はないと考えているが、長年市職員が従事してきたことや構成員の高齢化等により、市職員が従事せざるを得ない状況である。	地域協働課主導による設立であること、及び役員の高齢化等により、当面は市職員が従事せざるを得ない状況である。	他の総合支所ではJAいしのまきが実施していることから、必要性はないと思われるが、過去の歴史やJA職員と市職員の経験年数の差等により、協議が困難な状況である。	旧町単位でそれぞれ同様の団体が存在しており、設立の過程がわからないことから、何とも言えないが、市で直営するような事業ではないと思われる。
⑤ 当該団体の事務が事務担当表に記載されているか	「職員の福利厚生に関すること」-「年金者連盟に関する事項」として記載している。	「住民自治組織に関する事務」に当てはめており、明確な業務として記載していない。	「水田農業推進協議会に関する事務」に当てはめており、明確な業務として記載していない。	「消防団に関すること」-「婦人防火クラブに関すること」として記載している。
⑥ 市職員が従事する根拠が会則等で明確に定められているか	宮城県市町村職員年金者連盟石巻支部規約に支部の事務所は石巻市役所内に置くと明記されている。	規約に協議会の事務所を河北総合支所に置くと明記されている。	規約に協議会の事務所を河北総合支所に置くと明記されている。	石巻市雄勝女性防火クラブ規約にて事務所を雄勝総合支所内に置くと規定している。
⑦ 会計事務に関する規程等は整備されているか	特になし。	特になし。	整備されている。	特になし。
⑧ 市補助金が交付されている場合、補助金交付事務はどのように行われているか	補助金は交付されていない。	令和6年度の設立当初は地域協働課の職員が市補助金の交付申請手続きを行っている。	補助金は交付されていない。	団体における補助金交付申請業務、市としての補助金交付決定業務は同一の職員が担当している。 適正で健全な事務を遂行するため、担当者を区分するよう指導済み。
⑨ 定期的な検査、決算、監査などチェック体制は確立されているか	支部内の監事による監査を実施しており、適正に行われている。	協議会内の監事による監査を実施しており、適正に行われている。	協議会内の監事による監査を実施しており、適正に行われている。	総会で監査報告等を行っているものの、収入は市の補助金のみであるが、4つの支部に助成金を出しており、また、その金額の根拠及び実際に支出した領収書等がない状況となっている。
⑩ 現金等の会計事務(出納簿や収入支出調書)は適正に行われているか	適正に行われている。	適正に行われている。	適正に行われている。	適正に行われている。
⑪ 立替払いの有無	なし。	なし。	なし。	R5年度は全体の半分程度の立替払いがあったが、R6年度は資金前渡処理を実施し、適正に処理されていた。
⑫ 領収書等証拠書類の添付、保管はされているか	適正に行われている。	適正に行われている。	適正に行われている。	⑨で記載した部分以外は適正に行われている。
⑬ 現金預金等は適正に保管されているか(金庫等、保管状況を確認)	適正に行われている。	適正に行われている。	適正に行われている。	適正に行われている。
⑭ 通帳残高の確認状況	収入支出の都度、確認しており、適正に行われている。	収入支出の都度、確認しており、適正に行われている。	適正に行われている。 ただし、過去の余剰金が積み重なっていることから、多額の繰越金(約2、3億円)が発生している。原資が農家からの拠出金や生産組織の交付金であることから、今後の処分方法は要検討である。	収入支出の都度、確認しており、適正に行われている。
⑮ 通帳、印鑑の保管場所確認	通帳は金庫、印鑑は補佐が鍵付きのロッカーで保管。	通帳は金庫、印鑑は課長が保管している。	事務費分の通帳は総合支所で、とも補償会計の通帳は、JAいしのまきで保管。印鑑は総合支所の金庫で保管している。	通帳、印鑑は同じ金庫に保管。防犯上の観点から別々の場所に保管するよう指導済み。
⑯ キャッシュカードの有無(有の場合、使用頻度、カードの管理状況)	キャッシュカードなし。	キャッシュカードなし。	キャッシュカードなし。	キャッシュカードなし。

ヒアリング項目	雄勝地区住民バス運行協議会（雄勝総合支所地域振興課）	石巻市消防団河南地区団員互助会（河南総合支所地域振興課）	かなんまつり実行委員会（河南総合支所地域振興課）	ものうふれあい祭実行委員会（桃生総合支所地域振興課）
① これまでの定期監査で報告してこなかった理由	提出済み。	例年提出していなかったためと思われるが、理由は不明。 ※H26年度の定期監査までは提出されていたが、H29年度から提出されていない。（H29に会計事務が市職員から団体の会計担当者に移管したことによるもの） 次回からは提出するよう指導済み。	直近の定期監査（R5）はコロナによりR2～R4年度中止であったことから報告が無かったもの。 祭り自体は令和5年度から再開しており、次回からは提出するよう指導済み。	新型コロナウイルスの影響により、令和元～4年度まで事業中止したことから、前回定期監査対象年度（令和4年度）は活動実績がなく、報告しなかった。 次回からは提出するよう指導済み。
② 任意団体の事業内容	貸切契約による乗合タクシー等の運行に関する業務を行っている。	消防団員の親睦及び互助共済を図ることを目的に、消防団員の火災共済や福祉共済等の支払い、市では購入していない安全長靴などの物品の購入などの事業を行っている。	「かなんまつり」の実施、運営 4月に顔合わせを行い、その後複数回実行委員会を開催し、10月下旬にイベントを開催。12月に実行委員並びに企画員合同会議（反省会）を開催し、当該年度の決算、翌年度の日程などを決定するなどの事業を行っている。	「ものうふれあいまつり」の開催準備、当日の運営など。 事務局は桃生地域振興課、河南桃生商工会の職員で構成。 開催に係る会議運営や業者との調整は桃生地域振興課。地元商工業者への協賛金集め作業は商工会で実施。実質の事務局は地域振興課で行っている。
③ 団体の活動頻度（活動頻度が年数回などの場合、地元への移管は可能か）	4月に総会を行っており、ルート変更や時間変更の要望等があれば、1～2回協議会を開催している。	通年で事務を行っている。（総会の準備や開催、見舞金や祝金などの支出など）	通年で事務を行っている。（実行委員会の開催、イベント準備など）	通年で事務を行う必要があり、会則では事務局は「桃生総合支所・河南桃生商工会」となっているものの、商工会の担当業務は協賛金集めや事前の手伝いに留まり、現状では開催準備のほとんどを桃生総合支所で行っている状況であった。以前は商工会に担当業務を増やして開催したこともあったが、連携がうまくいかず、現在の状況となっており、移管は難しい。
④ 団体事務を市職員が従事する必要性（団体でなければその事業ができないのか、市の直営はできないのか、など）	地域の移動手段として路線バスが廃止された地域になくてはならないものであることから、市職員が従事する必要がある。 直営でやらずに団体を立ち上げた理由としては、運輸局に許可を取るために必要であったためとのこと。	福祉共済や火災共済などの事務量が多く、給付事業等もあることから、個人である団員に移管することは難しい状況である。 また、消防団員の互助会であることから、市で直営するのも難しい。	コロナ前は移管の話もあったが中止期間で立ち消えになり、現時点では河南総合支所地域振興課が中心となって事業を実施している。 また、実行委員長を4団体（JA、河南桃生商工会ほか）で輪番しており、イベント内容についても、どの団体を中心ということがないため、移管等も難しい状況である。	イベントの性質上、地域一帯となって運営することを目標としており、現時点で桃生総合支所地域振興課が中心となって事業実施している。 担当レベルではイベント開催に係る会議等の準備、進行は商工会で行えないかという思いがあるものの、協議には至っていない。
⑤ 当該団体の事務が事務担当表に記載されているか	「公共交通対策に関すること」に当てはめており、明確な業務として記載していない。	「消防団に関すること」-「消防団員の身分（任免）、福利厚生に関する事務」として記載している。	「観光振興対策に関すること」-「「かなんまつり」に関する事務」として記載している。	「ものうふれあいまつりに関すること」として記載している。
⑥ 市職員が従事する根拠が会則等で明確に定められているか	雄勝地区住民バス運行協議会会則にて事務局を雄勝総合支所内に置くと規定している。	石巻市消防団員河南地区団員互助会会則にて事務局は河南総合支所内に置くと規定している。	かなんまつり実行委員会会則で事務局を河南総合支所内に置くと規定している。	会則「事務局を桃生総合支所、河南桃生商工会に置き、事務局員は実行委員長が指名する」としているが、ほとんどの業務を桃生総合支所地域振興課職員が行っており、業務のすみ分けがなされていない。
⑦ 会計事務に関する規程等は整備されているか	特になし。	特になし。	特になし。	特になし。
⑧ 市補助金が交付されている場合、補助金交付事務はどのように行われているか	団体における補助金交付申請業務、市としての補助金交付決定業務は同一の職員が担当している。 適正で健全な事務を遂行するため、担当者を区分するよう指導済み。	補助金は交付されていない。	団体における補助金交付申請業務、市としての補助金交付決定業務は同一の職員が担当している。 適正で健全な事務を遂行するため、担当者を区分するよう指導済み。	団体における補助金交付申請業務、市としての補助金交付決定業務は同一の職員が担当している。 適正で健全な事務を遂行するため、担当者を区分するよう指導済み。
⑨ 定期的な検査、決算、監査などチェック体制は確立されているか	協議会内の監事による監査を実施しており、適正に行われている。	互助会内の監事による監査を実施しており、適正に行われている。	実行委員会内の監事による監査を実施しており、適正に行われている。	実行委員会内の監事による監査を実施しており、適正に行われている。
⑩ 現金等の会計事務（出納簿や収入支出調書）は適正に行われているか	適正に行われている。	適正に行われている。	適正に行われている。	適正に行われている。
⑪ 立替払いの有無	なし。	収入支出調書を確認したところ、立替払いが3件確認された。 資金前渡処理により再発防止に努めるよう指導済み。	なし。	収入支出調書を確認したところ、立替払いが4件確認された。令和5年度は七十七銀行中津山支店が閉鎖されたことに伴い、飯野川支店で入金処理をする必要があったことから立替払いが発生したが、令和6年度から取扱機関をJAいしのまきに変更したことで、入出金処理がしやすくなり、現在は改善している。
⑫ 領収書等証拠書類の添付、保管はされているか	適正に行われている。	適正に行われている。	適正に行われている。	適正に行われている。
⑬ 現金預金等は適正に保管されているか（金庫等、保管状況を確認）	適正に行われている。	適正に行われている。	適正に行われている。	基本現金の取り扱いはなく、資金前渡金を短時間保管しているのみ。 総合支所の金庫で保管しており、適正に行われている。
⑭ 通帳残高の確認状況	収入支出の都度、確認しており、適正に行われている。	収入支出の都度、確認しており、適正に行われている。	収入支出の都度、確認しており、適正に行われている。	収入支出の都度、確認しており、適正に行われている。
⑮ 通帳、印鑑の保管場所確認	通帳は金庫、印鑑は課長が保管している。	通帳は金庫に保管されており、印鑑は課長が保管している。	通帳、印鑑共に金庫に保管されているが、金庫の中で分けて保管しているとのこと。	通帳、印鑑は同じ金庫に保管。防犯上の観点から別々の場所に保管するよう指導済み。
⑯ キャッシュカードの有無（有の場合、使用頻度、カードの管理状況）	キャッシュカードなし。	キャッシュカードなし。	キャッシュカードなし。	キャッシュカードなし。

ヒアリング項目	石巻市消防団桃生地区団（桃生総合支所地域振興課）	北上にっこりまつり実行委員会（北上総合支所地域振興課）	石巻市農業再生協議会北上地域部会（北上総合支所地域振興課）	金華山地域保護活用協議会（牡鹿総合支所地域振興課）
① これまでの定期監査で報告してこなかった理由	本体組織である「石巻市消防団」として、総務部危機対策課が報告しており、桃生地区団の運営財源である運営交付金も本体組織から配当されていることから、報告不要と判断していた。 次回からは提出するよう指導済み。	震災から12年ぶりに令和4年度から事業を再開したが、休止中の令和2年度定期監査の内容を参考に令和5年度資料を作成したところ、提出するのを失念していた。 次回からは提出するよう指導済み。	産業部農林課から総合支所に配分された交付金額の支出調書等については、原本を提出し、県地方振興事務所農業振興部の監査を受けていることから、提出不要と判断していた。 次回からは提出するよう指導済み。	定期監査における「文書に関する調べ」に記載し、該当簿冊を提出していたことから、改めて任意団体として報告してこなかった。 次回からは提出するよう指導済み。
② 任意団体の事業内容	桃生地区内の消防・防火活動、各種訓練の実施など。 主な支出内容は団長、副団長の会議出席経費（会費、交通費）及び各班（14班）への活動費（各6～8万円）の交付。	「北上にっこりまつり」の実施、運営 5月に総会を開催し、前年度の決算、今年度の事業計画を決定。 その後月1回の頻度で実施運営部会を開催し準備を進め、10月下旬にイベントの開催。その後決算処理を行うなど、事業は通年で行われている。	協議会規約においては、北上地域部会の所掌事項は、「北上地域の水田農業の推進、農業課題の検討等に関すること」と規定されているが、実際の業務は地域の水田台帳の作成や各農家で申請する活用交付金の作成代行（担い手4件、個人19件）等が主な業務となっている。	金華山の保存、観光地としての景観の維持を目的とした活動（野生鹿の保護、緑草の増産、PR活動など）
③ 団体の活動頻度（活動頻度が年数回などの場合、地元への移管は可能か）	団長等の会議等出席手続き、各班における月1回の設備点検・防火活動、火災発生時における消防団の誘導など、地域振興課職員の担当業務は通年で多岐にわたっており、移管できる相手先もおらず、移管は不可能。	通年で事務を行う必要があり、会則で規定されている事務局「かほく商工会」には担当職員が1名しかおらず、祭り対応が不可能とのことで、移管は難しい。	話し合いの場程度で、地域部会としての会議はないとのこと。地元への移管は可との回答だが、水田台帳の作成や各農家で申請する活用交付金の作成代行を総合支所職員が行っているのが実情。	年に1回の総会開催（7月） 総会決定事項に基づく事業展開（鹿の餌購入→金華山への搬出、パンフレット等PR資料の作成、配布など） 全体としての業務量は多くない。
④ 団体事務を市職員が従事する必要性（団体でなければその事業ができないのか、市の直営はできないのか、など）	消防団員は非常勤特別職の公務員であることから、その活動を補佐するために地区団の業務を市職員が従事する必要がある。	イベントの性質上、地域一帯となって運営することを目標としており、現時点で北上総合支所地域振興課が中心となって事業実施している。	これまでの経過を見ると、農家と総合支所の関わりを単純に切ることが難しいと思料。担当課では、水田台帳の整備や交付金の申請などのシステム化による効率化を望んでいる。	金華山が石巻市に位置していることもあり、地元自治体である石巻市が中心となって協議会を運営していく必要があり、移管は不可と考える。
⑤ 当該団体の事務が事務担当表に記載されているか	「消防団に関すること」として記載している。	「観光振興対策に関すること」「まつり、イベントの充実及びイベントの創出に関すること」に当てはめており、明確な業務として記載していない。	「水田農業の振興に関すること」に当てはめており、明確な業務として記載していない。	現時点では記載されておらず、令和7年度分から記載するよう指導済み。
⑥ 市職員が従事する根拠が会則等で明確に定められているか	「石巻市消防団条例」「石巻市消防団の組織等に関する規則」で規定。	会則「事務局員には石巻市北上総合支所、石巻かほく商工会の職員をあてる」としているが、ほぼすべての業務を北上総合支所地域振興課職員が行っており、業務のすみ分けがなされていない。	協議会規約においては、北上地域部会の所掌事項は、「北上地域の水田農業の推進、農業課題の検討等に関すること」と規定されているが、実際行っている事務についての根拠はない。	会則で規定。第11条「本会の事務局は会長（石巻市長）の属する機関に置く。」
⑦ 会計事務に関する規程等は整備されているか	特になし。	特になし。	整備済。（宮城県で整備）	特になし。
⑧ 市補助金が交付されている場合、補助金交付事務はどのように行われているか	運営交付金は、総務部危機対策課から地区団本部、及び各班の口座に直接入金されており、交付金の交付申請等は行っていない。	団体における補助金交付申請業務、市としての補助金交付決定業務は同一の職員が担当している。令和5年度までは1名で対応していたが、令和6年度からは2名体制となっており、担当者区分する必要がある。	補助金は交付されていない。	協議会担当者が市へ負担金を請求し、地域振興課から負担金を支出している。 補助金ではないため、交付申請等の処理はなし。
⑨ 定期的な検査、決算、監査などチェック体制は確立されているか	運営交付金に係る検査については、総務部危機対策課へ実績報告を行っている。その際、地区団本部の支出内容については地域振興課で確認するが、各班に交付された活動費交付金については、明確な使途までは確認していない。市交付金の使途が不明となっているのは不適正であるため、今後は適正に処理するよう指導済み。	実行委員会内の監事による監査を実施しており、適正に行われている。	総合支所で支出されている支出調書等については、原本を提出し、監査を受けている。	協議会内の監事による監査を実施しており、適正に行われている。
⑩ 現金等の会計事務（出納簿や収入支出調書）は適正に行われているか	地区団本部に交付された運営交付金については、出納簿や収入支出調書が整備されていたが、各班に交付された運営交付金に係る会計処理については、各班に一任している状況であり、詳細は不明の状態となっている。	適正に行われている。	適正に行われている。	適正に行われている。
⑪ 立替払いの有無	なし。	収入支出調書を確認したところ、立替払いが2件確認された。 資金前渡処理により再発防止に努めるよう指導済み。	なし。	なし。
⑫ 領収書等証拠書類の添付、保管はされているか	地区団本部に交付された運営交付金については適正に処理されていたが、各班に交付された運営交付金については不明。	適正に行われている。	適正に行われている。	適正に行われている。
⑬ 現金預金等は適正に保管されているか（金庫等、保管状況を確認）	資金前渡処理における残金を短時間保管するのみで、現金の管理はほぼない。総合支所の金庫に保管しており、適正に行われている。	適正に行われている。	適正に行われている。	現金の取り扱いなし。
⑭ 通帳残高の確認状況	収入支出の都度確認している。（地区団本部のみ確認済み。）	収入支出の都度、確認しており、適正に行われている。	収入支出の都度、確認しており、適正に行われている。	収入支出の都度、確認しており、適正に行われている。
⑮ 通帳、印鑑の保管場所確認	通帳、印鑑は同じ金庫に保管。防犯上の観点から別々の場所に保管するよう指導済み。	通帳、印鑑は同じ金庫に保管。防犯上の観点から別々の場所に保管するよう指導済み。	通帳、印鑑は同じ金庫に保管。防犯上の観点から別々の場所に保管するよう指導済み。	通帳は課長補佐の机（施錠有）で管理。 印鑑は地域振興課の金庫で管理しており、適正に行われている。
⑯ キャッシュカードの有無（有の場合、使用頻度、カードの管理状況）	キャッシュカードなし。	キャッシュカード有。 実際はすべて窓口で出入金処理をしており、使用実績はない。	キャッシュカードなし。	キャッシュカードなし。

ヒアリング項目	いしのまき大漁まつり実行委員会（産業部水産課）	石巻市農作物病害虫防除協議会（産業部農林課）	蛇田地区スポーツ・レクリエーション親交会（教育委員会蛇田公民館）	石巻市認定農業者連絡協議会（農業委員会事務局）
① これまでの定期監査で報告してこなかった理由	毎回報告済み。	毎回報告済み。	各地区からの協助金の収入により会を運営しており、市の補助金が必要だったため、これまで任意団体として報告していなかった。（令和7年度で解散予定）	これまで事務担当表に当該団体事務を記載していなかったため、定期監査についても提出していなかった。 令和6年度から事務担当表に記載しており、次回からは提出するよう指導済み。
② 任意団体の事業内容	「いしのまき大漁まつり」の実施、運営 5月に総会を開催、6月頃から大漁まつりの準備開始、5つの専門部会でそれぞれ準備を進め、10月初旬に専門部会合同連絡会議で最終調整し、10月下旬にイベント開催。その後、決算処理等、事業は通年で行われている。	農作物に係る効果的な共同防除及び防疫活動の実施。 石巻市、JAいしのまき及びNOSAI宮城より負担金を受領し、石巻・河北・河南・桃生・北上の実践本部へ交付金として支出する。 総会開催等。	蛇田地区青年団として活動し、その後、平成2年に蛇田地区スポーツ・レクリエーション親交会に制度変更し、家庭バレーボールやグランドゴルフ、市民運動会等を実施。近年は運動会の実施のみで、平成30年度の実施以降コロナ禍等により中止。	認定農業者等相互の連絡調整、県協議会等の主催による研修会等の情報提供など。
③ 団体の活動頻度（活動頻度が年数回などの場合、地元への移管は可能か）	通年で行う事業であり、石巻市の水産業の振興を図ることが目的であるため、市に事務局を置く必要がある。	幹事会（4月）、書面総会（5月）、負担金受領（6月）、実践本部へ交付金（7月）	令和6年度は運動会を実施予定であったが、参加者不足により中止。今後、総会に諮り、令和7年は活動中止し、備品等を処分、残金は区長会やまちづくり協議会に移管し、令和7年度で解散する予定。	総会（年1回）、役員会（年3回）の運営関係（通知、開催、運営など）。活動頻度は少ないが、事務を引き受ける会員はおらず、移管は不可能。
④ 団体事務を市職員が従事する必要性（団体でなければその事業ができないのか、市の直営はできないのか、など）	日頃から水産物を購入している消費者への感謝、水産物のPR、石巻市の水産業の振興を図ることが目的であるため、市職員が中心となって事業を実施している。	必要性はないが、過去の経過等があり、副市長が会長をやっていることなどから、やらざるを得ない。以前は宮城県農業共済組合で事務局をやっていたが、諸々の事情により市でやることになった。	長年にわたり、この地区のスポーツ・レクリエーションの振興のため、公民館が事務局と行ってきた。（他の公民館ではこのような親交会はない）	県からの通知はすべて農業委員会事務局へ通知されることから、会員への迅速な連絡など、効率性を考慮すると市で担当した方がよいのではないかと考える。 しかし、担当としては、認定農業者の業務は産業部農林課が行っており、農林課で担当すべきではないかと考えている。
⑤ 当該団体の事務が事務担当表に記載されているか	「水産業の流通体制の強化に関すること」-「水産物のPR・普及に関すること」-「いしのまき大漁まつり支援事業」として記載している。	「農業関係団体の指導育成及び総合調整に関すること」-「病害虫防除協議会に関する業務」として記載している。	「蛇田地区スポーツ・レクリエーション親交会に関すること」として記載済。	令和6年度から記載。 「認定農業者連絡協議会の補助事務に関すること」 会則において、農業委員会事務局が事務を担当する旨の内容になっておらず、実質的に事務局を担当しているが、事務担当表上では、「補助事務」としている。
⑥ 市職員が従事する根拠が会則等で明確に定められているか	いしのまき大漁まつり実行委員会会則に事務局を石巻市水産振興協議会内に置くと定められている。石巻市水産振興協議会の事務局長は水産課長であり、水産課職員が主体となって協議会の運営を行っている。	石巻市農作物病害虫防除協議会規約で農林課に事務局を置くと規定している。	規約に事務所を石巻市蛇田公民館内に置くと明記されている。	会則では、第14条「この会の事務局は、会長宅に置き、庶務を総括し処理する。」とあり、農業委員会事務局が事務局を担当する旨の内容にはなっていない。 しかし、実質的には事務局を担当しており、今後も業務を継続するならば会則を変更するよう指導済み。
⑦ 会計事務に関する規程等は整備されているか	特になし。	特になし。	特になし。	特になし。
⑧ 市補助金が交付されている場合、補助金交付事務はどのように行われているか	団体における補助金交付申請業務、市としての補助金交付決定業務は同一の職員が担当していることから、担当を分けるよう指導済み。	団体における補助金交付申請業務、市としての補助金交付決定業務は同一の職員が担当していることから、担当を分けるよう指導済み。	補助金は交付されていない。	補助金は交付されていない。
⑨ 定期的な検査、決算、監査などチェック体制は確立されているか	実行委員会内の監事による監査を実施しており、適正に行われている。	総会で監査報告等を行っているものの、市から補助金があり、5つの実践本部に交付金を出しているが、その金額が何に使われたのか領収書等で確認をしていない。	39行政区からの代表により会が構成され、監査も適正に行われている。	協議会内の監事による監査を実施しており、適正に行われている。
⑩ 現金等の会計事務（出納簿や収入支出調書）は適正に行われているか	適正に行われている。	適正に行われている。	適正に行われている。（支出調書の決裁は、会長の決裁となっており、会計も決裁を行っていた。）	適正に行われている。
⑪ 立替払いの有無	1件あり（テレビ番組出演時の駐車場代・有料道路料金代） 適正に処理するよう指導済み。	なし。	なし。	なし。
⑫ 領収書等証拠書類の添付、保管はされているか	適正に行われている。	⑨で記載した部分以外は適正に行われている。	適正に保管されていた。	適正に行われている。
⑬ 現金預金等は適正に保管されているか（金庫等、保管状況を確認）	適正に行われている。	適正に行われている。	現金はなし。切手は残があるが、解散に向けた総会の郵送料で使用し、残金は0にする予定とのこと。	適正に行われている。
⑭ 通帳残高の確認状況	収入・支出の都度、通帳を管理している魚市場から通帳の写しを提出してもらい、確認している。	収入支出の都度、確認しており、適正に行われている。	収入支出の都度、確認しており、適正に行われている。	収入支出の都度、確認しており、適正に行われている。
⑮ 通帳、印鑑の保管場所確認	通帳は石巻魚市場側、印鑑は水産課の金庫で保管。	通帳は鍵付きキャビネット、印鑑は課長が保管している。	通帳、印鑑は同じ金庫に保管。（今後解散見込み）	通帳、印鑑は同じ金庫に保管。防犯上の観点から別々の場所に保管するよう指導済み。
⑯ キャッシュカードの有無（有の場合、使用頻度、カードの管理状況）	キャッシュカードなし。	キャッシュカードなし。	キャッシュカードなし。	キャッシュカードなし。